

比内ふくし会 プラン2028
(第Ⅱ期中長期事業推進計画)

推進期間

平成30年4月1日～令和10年3月31日

【 今回の改正による期間：
令和7年4月1日～令和10年3月31日 】

内 容

1. 「2028年にめざす姿」
2. 事業・業務推進の実施計画（プラン推進項目）

令和7年4月1日

社会福祉法人 比内ふくし会

1. 「2028年にめざす姿」

- (1) 「ひない福祉の森」拠点を中核に「福祉センター」「山王台」の各拠点とともに、施設・事業所が持っている機能を十分發揮して、大館市全域のニーズに対応した公益性に根ざした事業活動・サービス提供を展開しており、比内ふくし会として果たすべき社会貢献の役割が大きく評価されています。
- (2) 介護予防拠点による地域支援活動の輪が比内地域において広がり、高齢者の自立支援や介護予防のほか、障がいや子ども等を対象とした総合的なサポート機能を充実させることができ、地域の方々と共に“安心して暮らせる地域づくり”に取り組むために、比内ふくし会もその一翼を担って活躍しています。
- (3) 全職員が、利用者・ご家族・地域から期待される職員をめざして業務に精励し、利用者の生活の質・提供するケアの質等、サービスの質の向上に取り組み、大きな信頼と評価を得ています。
また、職場内では、人財の確保・定着化を図るため、人財育成や働きやすい、働きがいのあるワークライフバランスに配慮した良好な「職場（業務）環境づくり」への取り組みが継続して進められています。
- (4) 将来的なサービス需要の減少や職員確保の困難な状態等により想定される各種のリスクや制度上の障壁等を克服し、法人経営を維持し、サービス事業の継続を図って、介護事業経営の難局を乗り越えられる力を發揮しています。
また、それを当法人だけの取り組みとせず、大館市内の他法人・事業所及び関係機関・団体等との連携・協働等、ネットワーク化により、介護サービスの質の向上や地域公益活動・地域包括ケア推進の充実に向けてリーダーシップをとり、設立30年の実績のある法人としての責任を果たしています。



利用者に対する 基本姿勢

サービスの質の向上や利用環境の改善に取り組み、利用者・ご家族に安全・安心を与え、信頼を得られるサービス提供に努めます。

社会に対する 基本姿勢

地域への公益的な役割を果たすため、公益的な活動や地域支援事業・活動に取り組み、地域から信頼と協力を得られるよう情報発信に努めます。

福祉人財に対する 基本姿勢

職員の人財育成に取り組み、ワークライフバランスに配慮した職場（業務）環境づくりを推進します。

マネジメントに対する 基本姿勢

コンプライアンス（法令遵守等）を徹底し、ガバナンス（組織統治）体制を強化し、地域住民に認められる事業活動を展開します。

「2028年にめざす姿」の実現に向け、4つの基本姿勢を堅持し、地域から信頼される社会福祉法人であり続けます。

2. 事業・業務推進の実施計画（プラン推進項目）

1. 利用者に対する基本姿勢

—入居・利用者に対する質の高いサービスの提供—

(1) 各拠点の運営理念、方針等にそった「人としての尊厳」を大切にした介護・看護・支援等サービスの提供

- ①入居・利用者、ご家族からの苦情・ご意見等に対する適切な対応及び改善努力
- ②入居・利用者の人権擁護、虐待防止への取り組みの強化
- ③特別養護老人ホームの入居者の口腔の健康保持を図るための口腔衛生管理への取り組み
- ④特別養護老人ホームにおける協力医療機関との連携体制の構築

(2) 入居・利用者・ご家族に選ばれ、満足してもらえるサービスの提供

- ①各施設・事業所の専門的な機能・役割（ユニットケア、認知症ケア、医療的ケア等）を十分に果たすための取り組み（有資格者の確保、専門的知識・技術のレベルアップ、ケア目標達成への努力等）
- ②「職能要件シート」等の活用によるサービスの質の向上への取り組み
- ③リスクマネジメント推進体制の強化（職員研修・訓練等の実施）
- ④BCP（事業継続計画）の基づく感染症発生時や災害発生時における対応の強化（研修の実施、事業継続のための協力体制の構築等）
- ⑤入居者の思いにそって日常を取り戻すための感染症予防対策に留意した行事、外出、家族面会等への取り組み（家族面会については対面式のほか、窓越し・オンライン面会を継続しながら、面会が難しく行事等への参加ができない家族等のために、Z o o mによる配信の方法も検討）
- ⑥慢性期疾患を有する入居（希望）者への積極的な対応（医療行為従事資格者の増、医務（看護）業務体制の確保によるオンコール体制の強化、みとりへの対処等）
- ⑦眠りスキヤンの設置による業務での有効活用及び介護ロボットやICT等、テクノロジーのさらなる導入

(3) 入居・利用者、ご家族及び地域関係者等の参加・協力によるサービス向上への取り組み

- ①入居・利用者本人の意向を大切にしたサービス提供（ご家族等との交流機会の創出に向けた積極的な対応）
- ②地域関係者、ご家族等で構成された運営協議会（比内福祉保健総合センター運営委員会含む）及びグループホーム運営推進会議等で要請された施設運営、サービス内容等の充実・改善
- ③地域に開かれた事業運営及びサービス内容の向上に向けた地域からの参加・協力の得られる施設機能の開放、地域交流、ボランティア活動の促進
- ④地域に開かれたグループホームとしてサービスの質の確保を図ることを目的に設置されている運営推進会議を活用した外部評価への取り組み

2. 社会に対する基本姿勢

—地域における公益的な事業・活動の展開—

(1) 「地域包括支援センターひない」による相談支援活動及び地域の高齢者への生活支援等の充実

- ①比内地域住民への福祉相談窓口機能の充実（まるごと相談の実施等）
- ②地域のネットワークを活用した高齢者等の実態把握及び相談・サポート機能の継続
- ③「いきいきシルバーサポートひない」を拠点とした介護予防活動への取り組み
- ④高齢者の自立生活支援（生きがい健康づくり支援事業、介護予防・認知症予防等事業、配食サービス事業等）
- ⑤高齢者の保健と介護予防の一体的な事業の実施（低栄養、高血圧重症化予防、健康状態不明者の個別的支援、フレイル予防の普及啓発・教育・相談事業）
- ⑥地域課題（要望等）に対応した公益的な事業・活動への対応（年間を通じた定期的な地域活動への取り組み）

(2) 比内福祉保健総合センター（指定管理）事業の運営の充実

- ①貸館機能の有効活用
- ②通所介護・介護予防デイ・かたりあい事業の実施
- ③生活支援ハウスの効果的な利用入居の促進

(3) 比内ふくし会の地域貢献への取り組み

- ①法人負担による介護保険サービス利用料金の減免
- ②災害時における福祉避難所（特養、福祉保健総合センター）としての受入体制の整備
- ③ 職員マンパワーの活用（地域支援活動への協力、各種講座等への指導者（講師）派遣）

(4) 地域からの信頼と協力を得られるための情報発信の充実

- ①ホームページの運用（利用者の日々の活動、施設行事等の情報、公益的活動の取り組み状況の紹介等）
- ②パンフレット・事業所だより等の発行

3. 福祉人財に対する基本姿勢

—職員の確保・定着及び育成の取り組み—

- (1) 職員のキャリアパス運用システムの推進・実践（介護サービス事業所認証評価制度の認証に伴う取り組み等）
- (2) ワークライフバランスに配慮した「職場(業務)環境づくり」の推進
 - ①男女共同参画推進員会議等の提案による職場(業務)環境の改善
 - ②仕事と子育ての両立支援
 - ③職員の健康保持への取り組み
 - ④職場内のコミュニケーション力を高め、お互いの尊厳や多様性を認め合う業務環境づくりへの取り組み（ハラスメントの防止等）
 - ⑤介護離職の防止及び病気等回復後における職場復帰への支援
 - ⑥職員のスキル向上や業務従事等の意向把握及び上司等とのコミュニケーション確保のための育成面談シートを活用した育成面談の実施（年2回）
 - ⑦業務遂行に必要な職員配置数の確保への努力（採用後の定着化、ワークライフバランスがとれる業務調整・工夫等）
- (3) 人財育成研修プログラムに基づく職員研修等の実施及び資格取得への支援
- (4) 職員人財の確保対策の積極的な推進（若手職員の確保・定着）
 - ①求人募集活動（ハローワーク・福祉人材センター等への求人登録、高校生・短大・大学生等への採用募集、就職相談会への参加、SNSによる動画配信等の活用）
 - ②職場体験等を通じた理解の促進
 - ア. 職場体験・職場実習の受入れ、「介護のお仕事PR隊」への職員派遣
 - イ. 新卒者の確保につなげるため、法人・施設側から高校・大学等に出向いた講話・PR活動（オンライン方式含む）への取り組み
 - ③採用後の受け入れ体制の充実
 - ア. 育成指導者の配置、新規採用職員研修の実施、資格取得及び専門業務知識・技術の修得への支援
 - イ. 高校生等の新卒者の採用後における育成方法の改善及び定着に向けた対策の再検討
- (5) 多様な働き方により業務体制を確保できる雇用の場づくり
 - ①外国人材の積極的な受け入れ（適切な管理団体等の選定、施設における受け入れ体制の整備、育成・教育訓練システムの充実・強化）
 - ②障がい者雇用の受け入れ環境の整備（特養の介護助手や調理業務の担い手としての就労可能な業務・作業内容の検討・確保、支援担当者の配置等）及び特養等に併設する障がい者就業継続事業所の開設の検討
 - ③アルバイト（学生等）及び介護・調理等業務の助手を担う高齢者等の募集による要員の確保
- (6) 雇用環境の整備・職員待遇のさらなる充実
- (7) 職場（業務）環境のさらなる改善

4. マネジメントに対する基本姿勢

—マネジメントの保持及び健全な財務規律の確立—

(1) コンプライアンス（法令遵守等）の徹底及びガバナンス（組織統治）体制の強化

- ①法令遵守等に係る事業推進状況の調査・点検及び職員への教育・研修の場の設定
- ②業務執行及び組織統括への取り組み強化（理事会・評議員会の適時な開催、運営協議会等からの意見・要望聴取）
- ③役員及び経営管理職等に登用する職員の確保・育成
- ④法人の業務執行機能のさらなる充実強化
- ⑤職員による業務運営管理の責任体制のさらなる充実強化

(2) サービス向上及び財務規律や適正な資金運用に向けた経営改善等への取り組み

- ①収益の確保に向けた努力
 - ア. 入居・利用率向上への対応
 - イ. サービス向上、利用者確保に向けた事業推進等の充実
 - ・法人内の在宅サービス部門の連携による運営資金の安定的な確保
 - ・法人内外の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携及び良好な業務連絡・調整ができる関係の構築（相互の情報発信・交換、空き情報の共有化、円滑なサービス調整への対処等）
- ②収支バランスに配慮した資金運用及び費用の適正化への努力
 - ア. 人件費率の適正化
 - イ. 事業費・事務費の適正な支出
 - ウ. コスト意識の醸成（業務の「ムダ・ムリ・ムラ」の解消・点検・改善、5 S運動（整理・整頓・清掃・清潔・接遇）の実践
 - エ. 職員不足への対応や業務負担の軽減を図るための業務の外部委託への検討
- ③生産性の向上をめざした業務改善・サービス向上への取り組み（職員の業務負担の軽減、利用者と職員の接する時間増によるサービスの質の向上及びテクノロジーの活用や業務内容の見直しなどによる業務の改善・効率化）
- ④良質かつ適正なサービスの提供及び経営基盤の強化を図るための取り組み
 - ア. 福祉サービス事業者間の業務の連携・協働や医療・介護サービスの包括的ケアの推進を図るための組織化への検討・実践
 - ・社会福祉連携推進法人（注①）の設立
 - ・法人間連携プラットフォーム（注②）の設置
 - ・地域医療連携推進法人（注③）への参加
 - イ. 地域のセーフティネットとしての役割の継続及び経営リスクの分散を図るための介護保険事業以外の社会福祉事業、公益・収益事業への展開と併せた既存の制度分野を超えた経営の多角化・多機能化に向けた検討・実践

注①「社会福祉連携推進法人」 ～同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成を推進するもの。

注②「法人間連携プラットフォーム」 ～小規模法人のネットワーク化により地域の実情に応じて、地域貢献の協働での実施や福祉・介護人材の確保・定着のための取り組み、事務処理部門の集約・共同化、ICT技術の活用の取り組みなどを行うもの。

注③「地域医療連携推進法人」 ～地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的に、人事交流や災害時の協力体制の構築、職員研修の共同実施、医療や介護等のサービスを包括的に提供するケアシステムの構築などをめざすもの。